

3・29「児童手当の徴収」判決訴訟請求還返又は“微取”県

全国から「鳥取に住みたくない」
「鳥取で子育てしたくない」の声！

“子育て王国とつとり”の名に恥じないよう

鳥取県は「判決」を真摯に受止め、 「控訴」を取下げて下さい！

【本件のあらまし】

鳥取市在住の自営業者の男性が自動車税・個人事業税等の県税を滞納していたところ、鳥取県税事務所が平成20年6月11日、「差押禁止財産」である児童手当金の振込みが行われた直後に、男性の預金を差押えたことは「受給権の侵害」にあたり違法であるとして、差押処分等の取消しと差押えられた児童手当金の返還、国家賠償法による慰謝料を請求した裁判です。

【判決文の内容】

- 「あえて振込時期に合わせて差し押さえを実施したことが推認される」
- 「取引履歴を確認して、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当を原資とするものであることを現実に認識したものと認められる」
- 「県税局職員は、原告の経済状態が楽でないことを認識しながら・・・」
- 県税局職員について「・・・曖昧な証言に終始しており、供述態度も芳しくない」
- 「職務上通常尽くすべき注意義務を全くすることなく漫然と本件差押処分を執行したもの」
- 「本件差押処分によって、子を持つ親として多大な精神的苦痛を被つたと認められるに難くない。」



★「本件差押処分を取り消さなければ、児童手当の趣旨に反する事態を解消できず、正義に反するものといわざるを得ないから、本件差押処分は権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない。」



★差押えた金員の全額返還と慰謝料・弁護士費用（25万円）の支払いを命じました。

児童手当法

第1（目的）

この法律は、…児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

第15条（受給権の保護）

児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

【県税局の主張】

- 「狙い撃ちではない」
- 「児童手当が振込まれる口座だけは知らないかった」
- 「残高証明書は確認したが、取引履歴は見なかつた（児童手当金とは知らないかった）」
- 「原告が経済的に困窮しているとは思わなかつた」



※私たちは「徴収行為」を否定しているのではありません。しかし、本件のように「生活困窮者」の「児童手当金」の入金を予期した上で、意図して徴収を図ることは、法律違反（児童手当の趣旨＝児童の養育・健全育成に反する）と考え、原告を支援してきました。鳥取県には、“子育て王国とつとり”の名に恥じないよう、また、これ以上税金を使って裁判を続けることのないよう求めていきます。

/ 「支援する会」(鳥取市西品治105-26、
鳥取民主商工会内、TEL 0857-24-5191)

【抗議先】 鳥取県総務課 FAX 0857(26)8122
Eメール kenmin@pref.tottori.jp
【県民の声】